

贊助員各位

一、我が會は日本帝國の殆全部に擴がつて居ります。故にこの會の研究の爲に誠に好都合であります。今後是非ともこの方法に依り皆様の御助力に由りて種々の研究を完成いたしたいと存します。茲に皆様に感謝し且今後の希望を申上げます。

二、十月中旬。文部省展覽會開催を機會として第三十回美術談話會を催し、主として美術、美學の研究に獻げる豫定であります。陳列品も自らこの方面に關聯したものと蒐める考であります。その際には改めて御案内申し上けますが御來會を切に希望いたします。

三、本號に就いての批評を承りますならば、いろいろ啓發するところが多からうと存します。どうぞ御教示を煩はしたう存じます。

◎東京女子高等師範學校學術談話會規程

- 第一條 本會ハ本校生徒が平素學修スル事項ヲ五ニ談話シ智德ノ増進ニ資スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ヲ文科、理科、技藝科ノ三分ツ
- 第三條 本會ハ本校生徒ヲ以テ組織ス生徒ハ其學修スル分科ニ從ヒ
テ第二條ノ三部ノ一二屬スルモノトス
- 第四條 本校卒業生ハ本會ノ贊助員タルコトヲ得
- 第五條 本會ハ本校教官ヲ請ウテ客員トナス
- 第六條 本會ニ會長ヲ置ク。會長ニハ校長ヲ推戴ス
- 第七條 本會ノ各部ニ部長一名ヲ置ク。部長ハ客員中ニ就キテ會長之ヲ囑託ス
- 第八條 本會各部ニ幹事ヲ置ク。幹事ハ各部所屬ノ會員ヨリ各級若干名ヲ互選ス
- 第九條 部長ハ談話ノ事項方法等ヲ監督指導スルモノトス
- 第十條 幹事ハ部長ノ指揮ヲ受ケテ各部ノ事務ヲ取扱フモノトス
- 第十一條 部長及幹事ノ任期ハ各一年箇年トス
- 第十二條 本會ハ毎年一回總會ヲ開ク
- 第十三條 本會各部ハ各部ニ於て行ヘル談話研究等ノ報告ヲ印刷シ
テ配布スルコトアルベシ
- 第十四條 本會各部ノ内規ハ會長ノ承認ヲ經テ會員之ヲ定ム
- 第十五條 第六臨時教員養成所及ビ卒業生ハ本校生徒及ビ卒業生ニ
準ズ
- 第十六條 本規程ハ會長ノ承認ヲ經ルニアラザレバ變更スルコトヲ
得ズ

大正三年七月廿一日印刷
大正三年七月八日發行

(非賣品)

東京女子高等師範學校
發行所 文科學術談話會

東京市赤坂區新坂町六十八番地八號
編輯兼發行人 千葉安良

東京市神田區旅籠町二丁目十二番地
印刷者 煙桂之助
印 刷 所 同 前 所
廣業館
(電話下谷五五七)